

登録検査機関が行う特定原動機検査

(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十九条)

(1) 登録基準

(登録特定原動機検査機関)

第十九条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第六条第一項の規定による特定原動機の型式の指定に関する主務大臣の事務のうち、当該特定原動機が特定原動機技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務（以下「特定原動機検査事務」という。）について、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録特定原動機検査機関」という。）があるときは、その登録特定原動機検査機関に行わせるものとする。

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十三条第四項又は第五項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

4 主務大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定原動機検査事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 登録申請者が、特定原動機製作等事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定原動機製作等事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定原動機製作等事業者の役員又は職員（過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定原動機製作等事業者の役員又は職員（過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

5 (略)

6 (略)

(2) 登録法人

法人の名称 : (財) 日本自動車輸送技術協会

登録時期 : 平成 18 年 4 月

法人の連絡先 : 〒102-0085 東京都千代田区六番町 6 番地 勝永六番町ビル 3 階

登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一社) 日本建設機械施工協会

登録時期 : 平成 18 年 4 月

法人の連絡先 : 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館

登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

(3) 登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 登録検査機関が行う特定原動機検査に関する手数料等と積算根拠

(財) 日本自動車輸送技術協会 : <http://www.ataj.or.jp/haigusshiken/syousai4.html>

(一社) 日本建設機械施工協会 : <http://www.cmi.or.jp/shiken/shiken05.htm>